

## 令和5年度兵庫県公立大学法人障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### (趣旨)

第1 この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、兵庫県公立大学法人における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために定める。

### (調達の対象となる障害者就労施設等)

第2 本方針の対象となる施設等は、次のとおりとする。

- 1 障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する施設、事業所等
  - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設
  - (2) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター
  - (3) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害者福祉サービス事業を行う施設（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）
  - (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
  - (5) 障害者優先調達推進法施行令第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
  - (6) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
  - (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
  - (8) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体
- 2 障害者福祉サービス事業所の共同受注窓口

### (調達の対象となる物品等)

第3 本法人が発注する物品の購入（印刷物等の製造の請負を含む。）若しくは借入れ又は役務の調達（業務の委託を含む。）とする。ただし、建設工事に関係するものを除く。

### (調達の推進方法)

第4 調達の必要性が新たに生じた場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努めるとともに、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間や履行期限の配慮に努める。

### (随意契約の活用)

第5 兵庫県公立大学法人契約事務規程第21条の規定により、随意契約によることが出来る場合は、障害者就労施設等から優先的に調達するよう努める。

### (調達目標)

第6 予算の適正な執行及び契約の透明性や適正な履行の確保に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達の推進に努める。

### (調達方針及び実績の公表)

第7 本法人における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定したときは、本法人のホームページに公表する。

また、会計年度終了後に各調達主体は調達実績を法人本部財務課に報告することとし、法人本部財務課は報告をとりまとめ、本法人のホームページに公表する。